

農地制度のあり方について〔ポイント〕

平成26年8月5日

全国知事会・全国市長会・全国町村会

全国都道府県議会議員会連合会・全国市議会議員会連合会・全国町村議会議員会連合会

〔基本的認識と改革の方向性〕

- 真に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識 ○地方が主体となり、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進
- 国と地方（都道府県・市町村）が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築（マクロ管理の充実）するとともに、個別の農地転用許可等（ミクロ管理）については、市町村が担うべき

〔事務・権限の移譲等に関する見直し方針（平成25年12月20日閣議決定）〕※関係部分

- 地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

現行制度の課題

○農地の総量確保目標と現実の乖離

- ・農振編入・除外等は概ね見込み通り
- 一方で、耕作放棄地の発生は見込みを上回る状況

○目標設定プロセスの課題

- ・総量確保の目標の設定にあたり、国・地方で十分な議論が尽くされなかった

○総合的な土地利用行政の観点からの課題

- ・大臣許可・協議に係る農地転用に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠けるとともに、総合的なまちづくりに支障

※2ha以下…知事許可

2ha超4ha以下…知事許可（要大臣協議）

4ha超…大臣許可

○農地確保に資する施策の必要性等

- ・目標の達成に向け、農地の集積・集約化、耕作放棄地対策に取り組む必要
- ・条件不利農地等、地域によって農地は多様

見直しの方向性

農地の総量確保（マクロ管理）の仕組みを充実〔国・地方協力による実効性確保〕

- ・市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定（国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設置）（地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施）
- ・地方においては、
 - 新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記（※現行は、面積目標の設定は国・都道府県のみ）
 - 耕作放棄地の発生抑制・再生など施策効果ごとに目標設定
 - 目標管理に係る実行計画の実施状況等について、第三者機関が事後評価

農地転用許可制度等（ミクロ管理）の見直し〔市町村主体〕

- ・個々の農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から市町村に移譲
- ・その際、必要に応じて転用基準の更なる明確化等
- ・市町村農業委員会選任委員に学識経験者の比率を高めることを可能とする
- ・都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止

農地において農業が力強く営まれるための取組を充実

- ・国は、農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体の施策を推進

農地制度のあり方について（概要）

平成26年8月5日
国知事会・全国市長会・全国町村会
全国都道府県議会議長会・全国市議会議長会・全国町村議会議長会

- 農地は食料の安定供給等に不可欠な資源。真に守るべき農地を確保する必要性は、国・地方共通の認識
 - 人口減少社会を迎え、都市機能の集約化（コンパクトシティ化）等が進むことが見込まれることから、地方が主体となって、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進する必要
- ⇒国と地方（都道府県・市町村）が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築（マクロ管理の充実）するとともに、個別の農地転用許可等（ミクロ管理）については、市町村が担うべき

【事務・権限の移譲等に関する見直し方針（平成25年12月20日閣議決定）】※関係部分

- 地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

現行制度の課題

○農地の総量確保の目標と現実の乖離

- ・国の基本指針（H22.6）で「確保すべき農用地等の目標面積」が設定されたが、目標（H32）と現実には既に乖離
- （農振編入・除外は概ね見込み通りである一方、耕作放棄地の発生は想定以上）
- ※ 国の基本指針における目標：407万ha（H21）→ 415万ha（H32） / 現状：406万ha（H24）

○農地の総量確保の目標設定プロセスの課題

- ・都道府県の目標面積は、設定過程での国と地方の議論が不十分
- （地方や現場において、達成すべき目標と十分意識されず、総量確保の目標は形式化）
- ※ 国指針の目標に準じた増加率とすること等、目標の上積み要請がなされた例あり

○総合的な土地利用行政の観点からの課題

- ・分権改革を通し、都市計画決定権限の多くは市町村へ移譲された一方、農地転用許可については大臣許可・協議が残存
- 地方が地域の実情を把握し、自ら適切な判断ができるにもかかわらず、迅速性に欠け、総合的なまちづくりに支障

○農地確保に資する施策の必要性等

- ・目標の達成に向けて、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地対策の充実等に取り組む必要
- （※ 耕作放棄地面積 40万ha（H22） ⇔ 農地転用面積 1万ha（H23））
- ・条件不利農地など、地域によって農地は多様であることへの配慮が必要

見直しの方向性

農地の総量確保
（マクロ管理）

地方も主体的に目標管理

農地転用許可
農振編入・除外
（ミクロ管理）

市町村主体